

社会福祉法人萌樹会 役員報酬基準

第1条 この規定は、当法人の役員報酬及び役員に対する費用弁償について定めるものである。

第2条 当法人定款第21条に定める理事及び監事の役員報酬については、無報酬とする。

第3条 理事会、評議員会等に出席した役員等に対し、以下の金額を上限として費用弁償を行うことができるものとする。

記

理事・監事・評議員 会議等1回につき、5,000円

第4条 当法人の職員たる役員等に対しては、前条の規定による費用弁償を行わないものとする。

附 則 この規定は、平成29年6月20日より施行する。